

紙おむつ等購入費助成（4月～9月分）の申請受付を開始します

浦臼町では、3歳未満のお子さんのいるご家庭に、1ヶ月につき『紙おむつ4袋+燃やせるゴミのゴミ袋（40ℓ）1梱包』と交換できる引換券を交付しています。

4月は紙おむつ等引換券（4月～9月分）の申請月です。希望される方は、保健センターに申請書を提出してください。

- ◇申請に必要なもの ・印鑑
・お子さんの生年月日がわかるもの
（親子（母子）健康手帳・健康保険証など）

※3歳になる月分までが交付対象となります。

※町税や使用料等を滞納している場合は、助成の対象外となります。

※お子さんが生まれた時は、随時申請を受け付けています。

※引換券は申請時に発行しておりません。滞納状況の確認後に郵送いたしますので、最短でも3～4日かかります。

その他詳しい事やご不明な点につきましては、ホームページをご覧くださいか、下記までお問い合わせください。

- ◇申請・問い合わせ先
浦臼町保健センター内
子育て世代包括支援センター（子育て支援係）
電話0125-69-2100

令和2年度 こころの健康相談

日時：平日9時～17時

場所：北海道滝川保健所（住所 滝川市緑町2丁目3番31号）

対象者：一般住民

料金：無料

内容：もしかしたら、こころの病気？心の悩みを持つご本人やご家族、職場や学校など周囲の方々の相談に応じます。保健所ではみなさんのこころの健康づくりを応援しています。ぜひ、ご利用ください。

〈実施内容〉

- ・保健師が相談に応じます。
- ・プライバシーの保護、秘密は厳守します。

〈主な相談内容〉

- ・眠れない、気分が落ち込んでいる
- ・うつ病やひきこもり
- ・思春期に関すること
- ・ギャンブルやアルコールに関すること
- ・高次脳機能障がいに関すること

〈相談方法〉

- ・電話又は来所（☎0125-24-6201）

〈相談先〉

- ・北海道滝川保健所 健康推進課健康支援係

主催：北海道滝川保健所



戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金の請求受付が開始されます

○特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年（2020年）4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 令和2年（2020年）4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日
（請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

【詳しくは役場暮らし応援課住民係までお問い合わせください。電話68-2112】

特別児童扶養手当制度についてのお知らせ

20歳未満で精神又は身体に障害がある児童を養育している場合に支給され、児童の福祉を増進することを目的としています。

障害の程度により1級・2級に区分され、原則として毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※受給者とその配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】～月額が変更になりました～

	令和2年3月まで	令和2年4月から
1級	52,200円	52,500円
2級	34,770円	34,970円

申請には必要なものがありますので、詳しくは暮らし応援課住民係へお問い合わせください。（電話68-2112）

専門家に相談してみませんか？ 無料法律相談会

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会が開催されます。

日時 4月8日（水）13:00～15:00

場所 浦臼町商工会館

相談内容 相続、遺言、登記（法人・不動産）、
債務整理、民事裁判、成年後見 等

お問合せ先 浦臼町商工会 67-3331



すべての相談の相談料が
無料になりました。

コタエを
出します

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

買物は町内商店で買いましょう!!